

乳幼児が「権利をもつ」とはどういうことか

—— 乳幼児と親・養育者の間主観的関係にもとづく

「乳幼児の権利条約」三条一項および十二条一項の再検討 ——

太田 いく子

1. はじめに
2. 乳幼児による「権利の行使」
3. 乳幼児の「最善の利益」の確保にかかわる考察
4. 乳幼児の「意見表明権」の実現にかかわる二つの法的試み
5. おわりに

1. はじめに

—— 子どもへの権利保障が提起する問題

「児童の権利に関する条約」(以下、「児童の権利条約」と略称)は、一九七九年の「国際児童年」実施を控え、ポランドが、「児童の権利に関する宣言」(一九五九年に第十四回国連総会で採択)を法的拘束力のある条約にするよう、国連人権委員会で提案したことを端緒とする。約一〇年に及んだ本条約の起草過程では、子どもの保護と利益の供与に比重を置いた同「宣言」を単に条約にするのでなく、欧米諸国で問題となりつつあった家庭崩壊等の現実を踏まえ、子ども自身に影響を与える決定への参加を目的とする「意見表明権」(十二条)等の自由権的権利をも盛り込みつつ、広く国際社会に受け入れられる普遍性を条文が保ちうるよう、周到に審議が重ねられた。それゆえ、本条約

は、一九八九年に第四回国連総会において無投票・全会一致で採択された後、七年余のうちに、アメリカとソマリヤ（両国とも署名済み）を除く全ての国と地域が当事国（二〇〇五年一〇月現在、一九二）となっており、子どもを「権利行使の主体」とする内容と、前例のない当事国数において、国際社会における人権分野での新たな前進と位置づけられる（Convention on the Rights of the Child [採択] 一九八九年十一月二〇日（ニューヨーク）[発効] 一九九〇年九月二日 [日本]（発効）一九九四年五月二二日）。

もちろん、近代自由主義思想の中核的理念である「基本的人権」が、子ども、という新たなカテゴリーにおいて具体化されることの意義は大きい。¹⁾ 子どもの権利が、自由・平等を謳う西欧近代の人権思想に基礎づけられる、という認識を保持することによって、国家や社会は個人に何をなしうるか、という視点が鮮明となり、日本社会という現実の場において、子どもへの権利保障のための政治的実践や制度設計が促進されるからである。

しかし同時に、抽象的で普遍的な平等や正義の概念を基軸に構築される近代自由主義の法思想が、どういう文脈のなかで、個別特殊である誰に関して生じている問題なのか、を追求するポスト・モダンの諸思想や批判法学（critical legal studies）の立場から、その限界を痛烈に批判され、変容をとげつつあることも、また事実である。²⁾ この観点からすれば、いわば「近代的個」＝「近代的法主体」の鑄型に子どもをはめこみ、「独立の人格として自律的に権利行使する主体」と位置づける、その暗黙の前提こそが、問題とされよう。

とりわけ、自己決定権の享有主体について、今日では、民法上の「権利能力」と「行為能力」の類推で、自己決定能力（いわゆる「成熟した判断能力」）をもつ個人にかぎらず、子どもはもちろん、無脳症児や植物状態にある人間にも、自己決定権の享有主体性を認める学説が多数説であるとされる。³⁾ そうであれば、子どもに自己決定権の享有主体性を認めたとうえで、芹沢斉も指摘するように、「判断能力の未成熟な、または不十分な『子ども』がどのように行

使するのかを、換言すれば、その欠けた部分をだれが、どのように、補うのかという観点から⁽⁵⁾、子どもへの権利保障の意味を検討する必要がある。

この観点から、本稿では、「児童の権利条約」が対象とする十八歳未満の子どものうち、親や養育者といった周囲の大人の世話に全面的に依存しなければ生きていけず、まだ大人と言葉によるコミュニケーションを十分にとることのできない乳幼児、すなわち「出生から、家族以外の社会（幼稚園等）との接触が始まる三〜四歳までの期間」の子どもを対象として、考察を試みる。それゆえ「育児」という用語も、この期間の親・養育者のケアを指すこととする（ゼロ歳児から保育園で保育を受ける乳幼児についても、この時期には、親子の間で生じる関係・問題が、保育士との間で生じていると考えられる⁽⁶⁾）。

この「乳幼児期における子どもの権利の履行（Implementing child rights in early childhood）」に関しては、「児童の権利条約」四三条により設置された、「児童の権利委員会（United Nations Committee on the Rights of the Child）」が、一般的討議（General Discussion）の議題として、第三七会期（二〇〇四年九月）に取り上げている⁽⁶⁾。この討議において、同委員会は、乳幼児期の三つの特色、すなわち、特別に脆弱であり、家族の果たす役割がより重要となり、最も目覚ましい発育を遂げるため支援プログラムの投資がペイオフしやすい点が、より年長の子どもたちへの権利保障（the attainment of rights）とは異なる（paras. 5, 16, 18）ことなどを踏まえ、子どもの潜在能力を発達させる（para. 17）という観点から、暫定的総括としての勧告を採択した。この二〇〇四年勧告では、乳幼児期が「子どもの人格、才能、精神的・身体的能力を健全に発達させるための、ゆるぎない基礎づくりにとつて、決定的に重要」（para. 2）であることに鑑み、関連するさまざまな条項に言及しつつ、「同条約五条」（子どもの権利行使と父母等の責任・権利・義務の尊重）⁽⁷⁾にいう子どもの発達しつつある能力に考慮しながら、体系的で統合された法政策を促進し、また、乳幼児期の

発達のための包括的で継続的なプログラムを提供するような、権利にもとづく多次元的で多部門にわたる諸戦略」(para. 3) を、締約国が開発するように促している。

児童の権利委員会は、この「乳幼児期における子どもの権利の履行」という課題に関する「一般的意見 (General Comment)」(同委員会暫定手続規則七三条) を作成のうえ、可能であれば二〇〇五年中に、採択する予定である。本節でのこれまでの考察にもとづけば、この課題について今後もっとも留意されるべきは、まだ言葉によるコミュニケーションを十分にとることができない状態で、親や養育者のケアに全面的に依存する、という乳幼児の特徴が、その「権利行使」にどう影響するのか、という側面であろう。換言すれば、乳幼児自身のオートノミー(自立性・自律能力・自己決定権)の実現を、親・養育者がどのように支援すればよいのか、という問題である。

この視座から、本稿では、とくに以下の二つの条項について改めて考察してみたい。第一に、「子どもにかかわるすべての活動において…子どもの最善の利益を第一義的 (primary) に考慮する」という、「児童の権利条約」を実施していく際の基本原則のひとつを定める三条一項⁸⁾である。第二に、「子どもの意思の尊重」という観点からこの三条一項の原則と密接な関わりをもつ、「子どもの意見表明権」を定めた十二条一項⁹⁾である。

さらに、この検討に際しては、子どもとの関わりという「ケアを受ける／与えるということ」をたんに権利や商品 (サービス) のレベルで考えること、すなわち、法的もしくは経済的なレベル・領域でのみ捉えることは行なわない。育児や介護といった最も人間的・原初的な営みのひとつを、そのように一元化されたレベル・領域でのみ捉えると、その営みをめぐる問題の本質を見逃すおそれが生じるのではないか。それは、法的もしくは経済的なレベル・領域が、それぞれ独自の思考枠組・体系を有しており、いかなる人間的な営みであろうと、その体系が拠って立つ論理の整合性が保たれるように、その思考枠組のなかで意味づけがなされるといって、一種の限定的作用を内包するためである。¹⁰⁾

また実際、法的レベルのみにおける検討は、拙稿「子どもの人権」(国際法学会編『日本と国際法の一〇〇年 第IV巻』(三省堂、二〇〇一年)所収)など、多くの論考ですでになされている。

そこで本稿では、規範(およびそれが默示的に前提とする理念型としての乳幼児)ではなく、事実としての乳幼児の姿から出発し、規範世界ではなく生活世界に展開される乳幼児と親・養育者との関わりに注目しながら、

① 乳幼児にとっての「最善の利益」・権利行使の基礎となるのは、原初的同一化とそこから派生するセルフ・エスティームの形成であること、

② それを乳幼児のなかに育てるためには、乳幼児と親・養育者とのあいだに、権力的な優劣関係ではなく、間主観的①な関係・発達環境が必要であること、

③ 親・養育者自身が、生物学的親から「育てる者」にまで発達を遂げるには、ケアの世代間継承が順当に循環し、「育てられる者」として②の過程をくぐっている必要があること、

の三点を、第2節および第3節で論じる。そのうえで、第4節では、既存の司法・行政システムにおいて、子どもの権利と親・養育者の権利を関連づけるために、そしてさらに、親・養育者の「育てられる者になる権利」を保障するために、アメリカの法学者マーサ・ミノウ (Martha Minow) とドゥルシラ・コーネル (Druella Cornell) のアプローチを検討する。

なお、本稿では、生活世界に展開される乳幼児と親・養育者との、事実としての関わりを取り扱うため、第2節および第3節の冒頭で、「トピック」と題して三つの参考文献を引用し、検討の素材としていきたい。

2. 乳幼児による「権利の行使」

—親・養育者の原初的同一化の確保／乳幼児のセルフ・エスティームの形成と

権利行使の媒介者としての親・養育者と乳幼児との対等性の確保

「トビック」

「赤ちゃんはふいに現れるので、お母さんは新しい順応をしなくてはなりません。…女の人は普通、ある一時期に入っていきます。その時期からは赤ちゃんを生んだ後数週間か数ヶ月の間に普通回復するのですが、その時期の間は大体においてお母さんが赤ちゃんであり、赤ちゃんがお母さんなのです。これはなにも不思議なことではありません。なんととってもお母さんはかつて赤ちゃんだったわけですし、自分が赤ちゃんだったときの記憶も持っているのですから。それに彼女は世話をされたことも記憶しています。これらの記憶が、彼女自身の母親としての体験を助けもするし妨げもします。」(十八頁)

「なぜお母さんがはじめの子どもの要求に対して細やかな対応ができなければならぬのか…この非常に早期の段階、つまり赤ちゃんが絶対的に依存していて、そこにたいていの場合何も他のことを考えていないお母さんがいるという時期の子どもの要求について…主要なことは統合という言葉で言い表されます。ほかならぬこの赤ちゃんとして私たちが知ることになるものを形成していく、活動と感覚の断片のすべてが時々一つになり始め、統合の瞬間がやってきます。つまり赤ちゃんがきわめて依存的ではあれ一つのまとまった単位になる瞬間です。お母さんの自我の支えが赤ちゃんの自我を組織化すると言ってよいでしょう。ついには赤ちゃんは自分の個性を主張できるようになり、同一性の感覚さえ感じることができるようになります。…そしてこういふことすべての基礎は、赤ちゃん

んとお母さんが一つであるような非常に早期の関係にあるのです。これについて何も神秘的なことはありません。お母さんは赤ちゃんにある種の同一化をします。たいへん巧みな同一化で、お母さんは赤ちゃんとびつたり同一化したと感ずるけれど、しかしもちろん大人でもあり続けるのです。…これは赤ちゃんが成し遂げることというよりもむしろ、お母さんが作り上げる関係が成し遂げることなのです。赤ちゃんの観点から言えば、赤ちゃんの他には何もないのです。ですからお母さんは最初は赤ちゃんの一部になるのです。つまりこれが、人々が原初的同一化と呼ぶものです。すべてがそこから始まります。そしてそれが、ある being というとても簡単な言葉に意味を与えているのです。

私たちは存在している existing という「実存主義的な」フランス語風の言葉を使って、存在について語る事ができるでしょう。…しかしどういうわけか私たちは、在る being という言葉と、それから私が在る I am という言い方で始めるのが好きなのです。重要なことは、私が在る I am ということは、はじめはまだ区別されていないもう一人の人間と共に在るのでなければ意味をなさないということです。…在るがすべての始まりだということはいくら強調してもしすぎではありません。それなしには、するとかされると言っても意味がないのです。赤ちゃんをお乳を飲んだり、すべての身体的機能を働かせたりするように誘うことはできませんが、もしそれがつまるころ一人の人間 a person である自己を確立するに十分なだけの、ただ在るといふことの積み重ねの上に築き上げられたものでなければ、これらのことを一つの経験として感ずることはできないのです。」(二二一-二四頁)

ドナルド・ウィニコット「普通の献身的なお母さん (一九六六)」『ウィニコット著作集第一巻 赤ん坊と母親』(岩崎学術出版社、一九九三年)。

(1) 「最善の利益」(三条一項)と原初的同一化の確保／セルフ・エスティームの形成

前述したように、本稿が「権利の主体」の対象とするのは、出生から三〜四歳までの期間の乳幼児であり、イギリスの小児科医であり精神分析家でもあったドナルド・ウイニコット (Donald Winnicott) の言う「在る」状態にほぼ属する子どもを指す。

ウイニコットは、「[原初的同一化からもたらされる乳幼児の]統合 integration の対極は、統合の失敗つまり失統合 [disintegration] であるとし、「こういう非常に早期の成長過程の破綻が、「人格構造の不確かさから生じる」精神病院で見られるような種類の症候にただちに結び付く」と述べる。それゆえ、幼児の精神の成長の基礎は、「赤ちゃんを抱っこし扱ってくれる人の能動的な参加なしには」形づくられないのである。⁽¹²⁾

この時期の乳幼児にとっての「最善の利益」(「児童の権利条約」三条一項)とは、「わたし」を統合するための、乳幼児にとって同一化できる大人が、大人自身も乳幼児に同一化できる心的状況から導かれるままに、育児をすることである。このような親・養育者の心的状況を発達心理学者の鯨岡俊は「なり込み」(「いつも、すでに」相手に向けられていた当事主体の関心が、いまこの瞬間に相手の身体へと引き寄せられ、「そこ」に凝縮されたときに、「ここ」において『そこ』を生きるという不思議な魔術的変身が当事主体に生じること)⁽¹³⁾と呼び、間主観的に子どもと関係し合いながら(相互に)発達していくことで、子どもの「主体であるという感覚」、すなわち、「自分がこの世界を生きる主人公であり、自分は周りから認められていて、それゆえ自分に自信と尊敬をもって生きてゆくことができる」という…健康な自己愛を自己性の中核にもっている「感覚が形成されるとする」⁽¹⁴⁾

鯨岡のいう「主体であるという感覚」は、いわゆる「セルフ・エスティーム self-esteem (自己肯定感)」と同義であ

ると考えることができる。一九八六年にカリフォルニア州によって設置された、「Task Force to Promote Self-esteem and Personal and Social Responsibility」は、「セルフ・エスティーム」という用語の多義的な意味合いとその測定の困難さを認めながらも、自己を性格づける認識可能な要素（自己概念）と結びついた感情と価値判断であると、ひとまず定義している⁽¹⁵⁾。またアメリカの心理療法家で、セルフ・エスティームに関する多数の著作を有するナサニエル・ブランドン (Nathaniel Branden) は、「自活したり逆境から立ち直るといった」人生で起こる基本的な課題に取り組む能力があり、そして幸福に値する存在であると、自分自身を実感する傾向⁽¹⁶⁾と定義する。ブランドンは、「自らの有効性への自信 self-efficacy」と「自尊感情 self-respect」がセルフ・エスティームを形成しているとする。自分には自分の望みを（ほかの人と同じように）満たしてもらおう価値と能力があり、自分の考えや感情を表現できる価値と能力があり、人生のあらゆる場面で（ほかの人と同じように）良いものを得る価値と能力がある、と信じられることである。それゆえ、葛藤を抱えた時には「精神の免疫システム」として機能し、回復力、しぶとさ、しなやかさとして現れるものでもある⁽¹⁷⁾。

セルフ・エスティームは四歳頃には存在すると考えられており、人生最初の人間関係である親・養育者との関係によって形成されるものである。UNESCO主催・「一九七八年人権教育に関するウィーン国際会議」採択最終文書の付属文書によれば、「人権プログラムは、人権についての態度形成が乳児期及び児童期前半にはじまるといふ事実を考慮せねばならない。人権の真の基礎であるセルフ・エスティームと他人の尊重の概念はまず家庭内で伝えられる⁽¹⁸⁾」。

したがって、「児童の権利条約」に列挙された権利のリストは、乳幼児にとつては第一義的に、このような大人の育児を確保することのために、行使されることになる。親・養育者が間主観的に乳幼児と関わっていくという前提がなければ、乳幼児の側に、原初の同一化による「わたし」の統合とその後のセルフ・エスティームの形成が生じ得な

いからである。それゆえ、これが乳幼児にとつての権利行使の一番目の課題である。

(2) 「意見表明権」(十二条一項) と権利行使の媒介者としての親・養育者との対等性の確保

もちろん、乳幼児もその発達に応じて、いつ卒業するのが自分にとって快適か、どの洋服を着て外出したいか、など「意見表明」(「児童の権利条約」十二条一項) を行うことができるようになる。乳幼児といえども、親・養育者とは違う価値観で生きているのである。三人の子育てを経験した弁護士・坪井節子は、けっして「赤ちゃんのいいなりにするのはない」が、「赤ちゃんは何もできない、何も選べない、親がすべてを決めなければならないと思うことをやめ」、「その年齢の、その赤ちゃんにとって、自分に深くかわりのあることで、自分のニーズを表明できるものが何であるか」を、毎日の赤ちゃんとの関わりの中で、「押したり引いたりしながら」見極めていくことの重要性を説く。¹⁹⁾ 彼女は自らの子育て経験から、「おとなの側に忍耐があり、見栄をはらないですむのなら、「乳幼児」が自分の間違いに気づくまで待つこともできる」ことを知り、「それがその年齢の「乳幼児」にとって、大切なこだわりであり、取り返しのつかない失敗にならないことなのであれば、自分の選択に責任をもたせ、失敗により学んでいくことも必要なのだ」：「その積み重ね」により、自分の人生を自分で責任をもって選んでいくという力が育つのだろう」と認識するに至る。²⁰⁾

しかしながら、「意見表明」といった条約上の権利(あるいは、乳幼児自身の大切なこだわり)は、乳幼児自身によって行使されるという形態をとらず、発達の早期の段階では親・養育者の働きかけを待って、後期の段階でも親・養育者を媒介して、行使されることになる。²¹⁾ 乳幼児は、自分に圧倒的な影響力を有する人間関係に依存せざるを得な

い状態にあり、たとえ親・養育者から、乳幼児自身の認識する価値(大切なこだわり)に照らして不当な扱いを受け、大人と異なり他の人間関係に救済を求めることが困難である(ここで扱うのは、乳幼児のためと思いきんだ親・養育者の「教育的価値」の押しつけであり、犯罪である児童虐待については、稿を改めて論じたい)。このような状況下で、乳幼児の立場にたつて条約上の権利行使を行うためには、どのような方策が考えられるであろうか。これが、乳幼児にとつての権利行使に関する二番目の課題となる。

ところで、この二番目の課題は、実は一番目の課題における「大人自身も乳幼児に同一化できる心的状況」が確保されていなければ、取り組めないものである。この間主観的な心的状況にない大人は、乳幼児自身の価値を認識する媒介者となれないし、その前提となる「乳幼児自身の価値」を乳幼児がつくりあげていくためには、(権利行使の媒介者としての大人とは別人であつてもよいが)この心的状況を有する大人の存在が不可欠だからである。

もとより本稿は、乳幼児による「権利の行使」の意味するところについて、学際的な知見にもとづき再考察するものであり、これらの課題に具体的な解決策を与えることは意図していない。そこで第3節では、一番目の課題に取り組む際に、示唆的と思われるいくつかのことがらに言及し、第4節では、既存の司法・行政システムにおいて、二番目の課題に取り組む際に有用と思われる、ミノウとコーネルの主張について検討する。

3. 乳幼児の「最善の利益」の確保にかかわる考察

- (1) 原初的同一化の確保／セルフ・エスティームの形成には「家族のエロス」が必要であること

「トピック 2」

「政治哲学者のオノラ・オニール (Onora O'Neill) は、「義務をより根本的な理念とする観点から、つまり権利とは異なる義務という概念を基にして社会哲学的な理論を構成しようとする…。

オニールの論文「子どもの権利と子どもの生」(一九八八)は、子どものより良き生の実現のためには、子ども自身が有する権利「法的・制度的実行可能性に裏づけられた『強制可能な主張』(四〇頁)」よりも、子どもに対するおとな側の配慮を要請する義務に着目した方が良いと言う。たとえば、子どもの意見表明の重要性を、「子どもにも表現の自由がある」として構成するのではなく、おとなは子どもに配慮する義務を負っているがゆえに、子どもにも自由な意見を表明させなくてはならないのだ、というわけである。

誰が誰に対して負う義務なのか明確になっているものをオニールは「完全義務」(complete or perfect obligation)と呼ぶ。オニールによれば、この完全義務の下位区分として、「普遍的義務 (universal obligation)」と「特定義務 (special obligation)」が区別される。前者は、義務負担者および義務受益者(当該義務の行使先)の範囲が普遍化されている。たとえば、子どもに虐待をしてはならないという義務は、行為者すべてが子ども全員に対して負っている。特定義務とは、文字通り「特定の行為者が特定の人物に対して負う義務」のことである。その義務内容は、当該社会や政治の具体的状況、各々の行為者が引き受ける役割によって決まる。たとえば、十六歳まで自らの子弟を学校に通わせる親の義務とは、特定の教育制度に内在する特定義務である。したがって特定義務に対応する権利とは、特定の人物が特定の行為主体に対して持つ権利である。

ただし、重要な義務といえども、その義務の負担者・受益者の範囲がすべて明確化されているとは限らない。そこで持ち出されるのが、「不完全義務 (incomplete or imperfect obligation)」である。ある社会・制度において、子ども

もへの配慮を意識した特定の義務を制度化すれば、それは特定義務となり、それに対応する子どもの権利は特定の実定的権利となる。しかし、子どもに対する必要な働きかけ・配慮は、こうした特定義務や、前述の普遍的義務の内容だけでは十分にはたされないとオニールは述べる。「冷たい親や教師、よそよそしい親や教師、あるいは狂信的な親や教師は、たとえ彼らがいかなる「子どもに対する」権利侵害を行なっていないとしても、「生活の中の温かさ (the genial play of life)」を子どもに与えることを拒絶している」。つまり子どもの権利をまったく侵害することなく『子どもの生をおれさせてしまう可能性』が生じる。この意味で、不完全義務「||子どもに対しての細やかで温かい日常的配慮(四一頁)」が重要なのである。」

大江洋「関係的権利論」(勁草書房、二〇〇四年)三五・三六頁。

「トビック2」でオニールの指摘する、「子どもの権利をまったく侵害することなく、子どもの生をおれさせてしまう可能性」はなにを意味しているのか、考えてみよう。

ウイニコットの言う「お母さんが赤ちゃんであり、赤ちゃんがお母さん」な状態あるいは心的状況、また鯨岡の言う「成り込み」の状態は、同じくウイニコットの洞察を評価し家族に関する論考を多く発表している芹沢俊介が「家族のエロス」と呼ぶものと密接な関連にあると筆者は推測する。もちろん、家族関係とエロティシズムを関連づけるのは、芹沢の専売特許ではない。後に第4節で(二番目の課題に関連して)取り上げるアメリカの法学者コーネルも「家族の関係はエロスを帯びている」あるいは「エロティシズムは親密性に『生命』を与えるものである」と指摘する。しかし、現実の(日本の)子どもの姿に即して子どもの権利行使の意味を考察する、という本稿の趣旨には、不登校、ひきこもり、さらには児童虐待や少年犯罪という現在の日本の社会・家族状況の現実に即して考察し思索を続

ける芹沢の論考が、より合致し有用であると思われるので、以下に取り上げたい。

芹沢によれば、「家族のエロス」とは、イノセンスな状態で生まれた（自分では望まずして様々な特徴を有してこの世に出現させられた）子どもの、衝動の表出を「受けとめる力」である。⁽²³⁾この原初的な衝動は、受けとめられることよって解体され、子どもは、欲望が満たされ衝動が消滅する経験を得る。こうして受けとめられる体験を繰り返すことで、どんなときにも「母」が自分のなかに「ある」という感覚がつつかわれ、それが子どもの自律的な存在感覚の基礎となる。⁽²⁵⁾

そこで芹沢は、ある特定期間、子どものイノセンスの表出の一定の対象として受けとめ手になる人を「母」と呼ぶ。⁽²⁶⁾子どもがあるがままに受けとめることが役割であるから、その力がある限り、「母」は男女を問わず、また実親か否かをも問わない。もつとも、実の母親は、妊娠期間中に母子一体性の経験があるがゆえに、受けとめ手の候補としては、非常に有利、と芹沢は考える。⁽²⁷⁾なお、さらに母性と暴力について考察を進めた芹沢は、別の著書で、「母とは、個人ではなく、子どもと一対になったときの大人の姿である」⁽²⁸⁾と記述する。

こうして、なにかを「する」のではなく、「ある」だけの大人が、家族のエロスの核となる。受けとめ手としての「母」のいる場所・空間・世界が家族であり、そのかぎりで血縁の有無は問題とならなくなる。⁽²⁹⁾家族のエロスがある場では、子どもは「安心して安全に安定的に自分が自分でいられる」⁽³⁰⁾。それゆえ、芹沢は、「母性を：思想にまで広げて言えば、『ある』ということの、基盤をつくるような関係性のあり方というように定義できるかもしれない、とする」⁽³¹⁾。

(2) 「私的所有」概念の貫徹が「育てる者」への転換を困難にしているということ

「トビック3」

「私的所有は近代の市民的自由の前提要件であつた。が、自由な存在であることへの願いが、所有する自由、つまり物を、そして自分自身を、意のままに処理する自由の希求にとつて代わられることで、いったい何が起つたのか。ひとはそこで、じぶんの存在がじぶんではどうにもならないという事実を、所有の「権利」によつて清算しようとしたのではないかと指摘するのは、小林康夫である。『プリコラージュ的自由』という論考のなかで、彼はつぎのようにいう。『われわれは存在の絶対的な拘束性を逃れ、それを所有の自由によつて補償しようという欲望をもっている。われわれは、場合によつては、所有によつて出自を補い、国籍を買い、自然が与えたものとは異なる性すら取得することもできる。存在はますます、耐エガタイホド軽クなり、「在る」はますます「持つ」によつて侵食されている』〔小林康夫「プリコラージュ的自由」『現代思想』一九九四年四月号〕と。〔十六頁〕

「わたしたちの社会は長いあいだ、『わたしはわたしのものだ』という、同語反復的な自己所有権の觀念に深く憑かれてきた（possessed Ⅱ 所有されてきた）と言える。このように考えてくると、これまで〈所有〉というかたちで問題になってきたものの多くを、可処分権という、物の支配の言語によつてではなく、他者との〈交通〉という言語で語りなおす必要が出てきているといえるのではないかとおもわれる。…ひとの固有性はわたしをへわたしとして名ざす他者からの呼びかけのなかにこそあるのではないかと。』〔四〇頁〕

鷲田清一「所有と固有—proprietéという概念をめぐって—」大庭健・鷲田清一『所有のエチカ』（ナカニシヤ出版、二〇〇〇年）。

発達心理学者の柏木恵子らが一九九九年に行なった、「女性が子どもを産む理由」の調査によれば、三〇年前と比較して、子どもを産むことが選択の対象となる傾向が顕著である。六〇歳世代女性が子どもを産んだ理由は、「結婚したら産むのが普通」「生み育ててこそ一人前」「次の世代をつくる」「生き甲斐になる」「姓やお墓を継ぐため必要」といったものが主であったが、三〇歳世代女性では、「二人だけの生活は十分楽しんだから」「妊娠・出産を経験したから」「夫婦関係が安定したので」「年をとったときいないと淋しい」「生活に変化が生まれる」「自分の生活に区切りがついたから」「経済的なゆとりができたから」「仕事が軌道にのつたので」「手伝ってくれる人がいたので」「よい保育園があったから」との回答であった。この三〇歳世代の回答からは、子どもは、社会や家族といった誰かのためでなく、自分のために産む、という意識が伺われ、なにより柏木らを驚かせたのが「妊娠・出産を経験したい」という自分自身への体験そのものへの欲求で子どもを産むと決める女性が圧倒的に多かつたことである。⁽²⁾

むろん、この回答自体を、自らのセクシュアリティの肯定的発現とみなし、そこから新たな自分・家族・社会との関係性が構築されると想定することも可能ではある。しかし、「トピック3」で指摘されているように、私たちに自由をもたらしているはずの私的所有の概念が、生活のすみずみにまで浸透していくことにより、逆に私たちは、気づかぬうちに、「持つ」ことに至上の価値を見出すように仕向けられてしまっていないだろうか。近代法の想定したとおり、独立した人格として自律的に私的所有権を行使すればするほど、私たちの存在は「物を支配すること」に侵食されていく。その侵食の片鱗が、柏木らの調査において、「誰かのためでなく自分のために」子どもを「持つ」「自分自身への体験そのものへの欲求のために」妊娠・出産を「する」、という三〇歳世代女性の言葉に、表われ出たのではなからうか。

第2節(1)で言及した、問主観的アプローチによる関係発達論を採る鯨岡は、「育てる者の両義性」について、「つまり『こうして欲しい』というお母さんの願いに一直線に引き連れてゆくのではなく、いったんは『子ども』の主体のありように自分を重ね、自分が一個の主体であることをその限りでは棚上げする回り道を通じて、しかし最終的には『子ども』を一個の主体にしたまま、最終的に自分の願いを実現し、それによつて自分もまた一個の主体であり続けるといふ実に捻れた対応をしている」とする。この「自分が一個の主体であることを棚上げにする」とは、エリック・エリクソンの言う成人期(第七段階)の基本的徳目たる「ケア」を達成するために必要な能力「the ability to lose oneself」⁽³⁴⁾とも通底する。

ところが、柏木らの調査結果に表われている傾向のように、育児を第一義的に自分の欲望の実現としてとらえれば、それを完璧にやりとげるほど「よい親(よい自分)」に近づくという強迫観念が生じる虞が高くないだろうか。ここで、完璧な育児とは、親としての自分の思いどおりに子どもが育つことを意味し、育児という自分の欲望により、子どもは一層、親にとって所有物となっていく。「トピック3」の鶴田の言葉を借りれば、「他者との〈交通〉」ではなく「物の支配」として行われる育児である。そこには、「子供が自ら育つのを受けとめつつ育てる」⁽³⁵⁾という関係力動、「時として、喜ばしく、かつ、しばしば苛立たしく、頻繁に胸が潰れるように激しくなる協働的・対話的な努力へのコミットメント」⁽³⁶⁾から生まれるであろう、交流的な情愛は、豊かには感じられない。

第3節(1)で言及した芹沢は、人間が「する」ではなく「ある」に原型があるにもかかわらず、「する」(労働や勉強といった生産的行為)に人間の価値を見出す基準・制度が社会の隅々まで覆ったために、「する」という価値一辺倒のあり方への無意識的な異議申し立てとして、不登校やひきこもりが爆発的に増えている、と指摘する。⁽³⁷⁾さらに「家族のエロスが枯渇した状況は、『自分は生まれなければよかった』という思いへと子どもを誘い込む」のであり、「生

存を自己否定せざるをえないようなこうした事態こそ、暴力がそこから生まれるであろう「基盤」となると推測し、家族のエロスの枯渇が、一九九七年の神戸子ども連続殺傷事件などの少年犯罪や、親による児童虐待死事件を引き起こしている、芹沢は考える。⁽⁸⁾

そして鯨岡は、「育てられる者」から「育てる者」への世代継承的な転換(図1参照)がなされなければ、「育てられる者」は、たとえ生物学的親になっても「育てる者」にはなれないことを指摘する。児童虐待に「虐待の世代間連鎖」があるのはよく知られた事実であるが、犯罪に至らなくとも、「トピック1」にあるように、「普通の献身的なお母さん」の、自分が赤ちゃんだったとき世話をされた記憶が、「彼女自身の母親としての体験を助けもするし妨げもします」とのウイニコットの指摘は、看過しえない重要性を帯びている。

図1・関係発達概念図

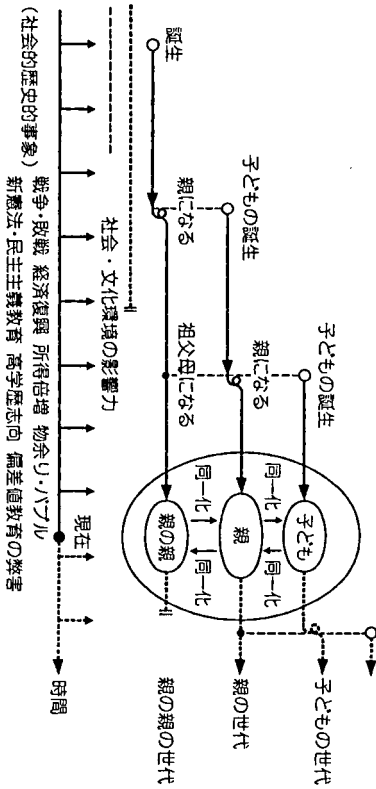


図1 出典・鯨岡俊『関係発達論の構築』(ミネルヴァ書房、一九九九年) 九頁

(3) 個人を関係的存在としてとらえるということ

三好春樹は、特別養護老人ホームでの理学療法士の経験を活かし、施設の介護アドバイザーとして、日本の老人介護問題に積極的な発言を続けている。三好が指摘するように、本来人間は、自分自身との関係性、家族（あるいは情愛の対象）との関係性、社会との関係性という三種類の関係性を同時に生きる存在である。（また、判断能力が未成熟あるいは不完全な、子どもや痴呆老人の時期も含めて、人間は、その一生をつうじて、この三種類の関係性を同時に生きる存在、ということになる。）

すなわち、図2で示されるように、個としての人間と、これら三種類の関係性から成る「関係世界」との位置づけは、足し算ではなく掛け算であり、どれかひとつの関係性がゼロとなっても、個としての人間の「関係世界」はゼロとなり、社会的存在ではなくなってしまう。（これに対し、「自律した・合理的な・確固たる個人」として存在することが関係性の前提となるような、近代啓蒙思想的な世界観においては、たとえ過度に自律的・合理的なため誰とも関係を保てないような、関係性がゼロの人間であっても、個体の在り方としては100%の完全性を有しているため、個体（100）+関係性（ゼロ）の足し算方式により、理想的な人間ということになる。）

図 2・関係的存在としての人間観

■ 三種類の関係性のなかに生きる存在としての人間観

人間 \parallel 個体 \times 関係 (家族的関係) \times 社会的関係 \times 自分自身との関係
 (二〇〇) (二〇) (二〇)

人間を関係の中の個体として見るため、関係がゼロになれば、人間は成立しない。

■ 従来の「近代啓蒙思想的な」人間観

人間 \parallel 個体 + 関係
 (二〇〇) (二〇〇) (〇)

関係がゼロになっても個体さえあれば、人間は成立している。

図 2 出典・三好春樹『関係障害論』(雲母書房、一九九七年) 一一二、一一三、一三七頁

そして、三種類の関係性のなかに生きる社会的存在としての人間観に立てば、育児とは、ケアする者 \parallel 「する」存在と、ケアされる者 \parallel 「ある」存在の、空間軸(同時代内)・時間軸(他世代間)双方における循環的なかかわりであり、ケアされる者(乳幼児)の関係的存在を発達させるためには、ケアする者自身の(乳幼児以外の)関係性が良好に保たれている必要があるのではないか。もちろん、ここでの「する」存在と「ある」存在は、概念として二項対立的に示しているものであり、たとえば、「する」存在 \parallel 「育てる者」は、「ある」存在 \parallel 「育てられる者」として登場し、徐々に「する」存在になり、さらに徐々に介護を受ける「ある」存在へと帰還していく、あくまでも変転して

いく存在なのであるし、自らの親(「育てる者」との交流においては、「する」存在期であつても子ども(「育てられる者」として振るまうこともありえよう。

日本社会では、自分自身との関係性(の基盤)であるセルフ・エスティームの養育が、十分な注意を払って行われてこなかったゆえに、家族(あるいは情愛の対象)や社会との関係において「関係性への嗜癖(アディクション)」が生じ、結果として、不登校、ひきこもり、摂食障害、児童虐待、DV、ストーキング、自殺といった、様々な関係障害が、日本社会のあらゆる場面で生起している、との仮説も、あるいは成り立ちうるのではなからうか。

4. 乳幼児の「意見表明権」の実現にかかわる二つの法的試み

本節では、乳幼児の「意見表明権」の実現のために、権利行使の媒介者としての親・養育者が、権利行使の主体とされる乳幼児に対して、その人格をいかに対等に扱うかについて、有用と思われる二つの法的試みを概観する。それらの試みの焦点のあて方の相違から、(1)家族・社会と、(2)自分という、第3節(3)で言及した人間の関係性の三側面に、対応すると考えられよう。

(1) マーサ・ミノウの「権利への関係性アプローチ」

— 家族との関係性・社会との関係性の構築のために

本節では、乳幼児の「意見表明権」の実現のために、権利行使の媒介者としての親・養育者と乳幼児との人格の対

等化をいかに図るかについて、有用と思われるアプローチを考察する。

本稿の冒頭で述べた、抽象的で普遍的な平等や正義の概念を基軸に構築される近代自由主義の法思想の問題性について、アメリカの法学者マーサ・ミノウは、近代法が、個人と他者との間に明確な境界が存在するものとして機能するなかで、複雑多様な現実の単純化を図るために、人種・性別・行為能力などの社会的差異にもとづくカテゴリーを設定し、いわば機械的に司法・行政上の取り扱いを行なってきたこと、そしてそのゆえに差別や偏見が強化されてきたことを、「差異をめぐる暗黙の想定」を解き明かしながら批判的に指摘する。⁽³⁹⁾しかしながら、そのような状況を打開しようとして、劣位とされるに至ったカテゴリーの人々に「権利」を保障し、そのカテゴリーの社会的地位の向上を目指そうとする「権利アプローチ」は、一方では特別性の確保を、他方では多数派への統合を同時に目指そうとする「差異のディレンマ」に陥る。少数派の母国語使用を保障するために行なわれる二ヶ国語教育において、差異化に基づく特別権の保障に重点を置けば少数派というステイグマ(烙印)が、統合化に基づく公用語使用の奨励に重点を置けば少数派としてのアイデンティティーの抑圧が、生じてしまう。母国語使用という特別権保障と公用語使用という平等権保障の緊張関係が「差異のディレンマ」の典型的な例である。⁽⁴⁰⁾

このディレンマを克服し、“Making All the Difference(すべての人々が他の人々との比較において差異を帯びている)”と構想するためには、少数者・被抑圧者たちに対するステイグマを除去したり、同一であることの定義を拡大することで権利の保障対象を多様化したり、逆に、異なっていることの定義を拡大することで二者択一的思考から脱却する、といった戦略が必要となる。⁽⁴¹⁾この戦略の実現のために、ミノウが主張するのが、「権利への関係性アプローチ」である。

ミノウは、子どもへの権利保障をめぐる(とりわけ保護主義の)言説を批判的に検討しながら、権利主体の自律性一般について、他者との社会的・共同体的交流のなかで、そのつど画定される境界によって、はじめて成り立つ関係

的なものであることを示す⁽⁴²⁾。それゆえ、なんらかの利害の衝突を法的に解決する際には、所与とされてきた社会的差異を、関係者すべての（とりわけ周辺化されてきた弱者の）視点を取り込む形で平準化し、暗黙の想定にもとづいてきた既存の判断枠組にゆらぎを生じさせ、利害の衝突を関係者すべての問題として再構成（関係者おのおのが相互に、他者の立場を、自分との関係性において把握）する環境のなかで、関係者が（既存の）権利を主張・行使し合いながら、対話的な交流を続けていくプロセスが必要、とミノウは考える。そしてこのような具体的な利害関係をめぐめるプロセスの集積のなかで、既存の権利の解釈あるいは内容自体が、対立する利害のどちらの法益を優先させるか、という従来二者択一的なものから、利害をめぐめる当事者すべての関係性を検討したうえで保護すべき法益を再設定し、その新たな法益をめぐめる当事者すべてのあり方を提示する「関係性（構築）への権利」へと変容していく、とミノウはとらえる。

たとえば、心臓疾患を有する知的障害児に、手術を拒否し適切なケアを与えない実親夫妻に対し、親身になって同児の手術やケアを望むボランティアの夫妻が存在し、このボランティア夫妻が、実親の親権の剥奪を求めないまま、同児への監護権を有する後見人としての地位および裁判所による治療への同意権限を、カリフォルニア州に求めた「フィリップ・ベッカー監護権事件」（一九八一年）では、「誰が同児の将来を決定する権限を有するか」という二者択一的な選択ではなく、「なかが同児の人生に対する最善の選択か」が同児の意思をも推定しながら探索され、その結果、実親についても面会権等が認められる一方で、ボランティアの夫妻が心理的親と認められ、監護権や治療への同意権限を得ることとなった⁽⁴⁴⁾。

ミノウはまた、家族法に関するメアリ・シャンリーとの共著論文のなかでも、このような「権利への関係性アプローチ」を家族法において採ることで、①個人が、個人として存在すると同時に、依存・ケア・責任からなる関係性の

当事者である在り方、②家族が、私的団体であると同時に、国家（政治的・経済的秩序）との関わりにおいて、家族政策の公的な主体である在り方が、はじめて達成されうるとする。⁽⁴⁵⁾

ところでミノウは、暗黙の想定のように運用されてきた既存の法システムを批判し、社会的差異の平準化のために関係性アプローチに着目しながらも、権利という概念を重要視する。これは、権利という概念の有するある種の力のためである。多数派からも認知されたコミュニケーション枠組（communicative framework）としての法システムのなかで、社会的差異によって周辺化されてきた弱者の沈黙が、「権利」という形式で声（voice）を与えられると、多数派（それゆえ沈黙させる側）といえども、その権利主張に反対であれ、なんらかの対話的反応をとらざるを得なくなる。この弱者の権利主張により、それまで成立してきた多数派のコンセンサスにゆらぎが生じ、かくして新たな様相を帯びた紛争は、既存の法システムにおいてでさえ、新たな公権的な解決をもたらしうるのである。⁽⁴⁶⁾

(2) ドウルシラ・コーネルの「イマジナリーな領域（Imaginary Domain）への権利」

— 自分自身との関係性／セルフ・エステイムの構築のために

第3節(3)で見たように、人間は、自分自身との関係性、家族（あるいは情愛の対象）との関係性、社会との関係性という三種類の関係性を同時に生きる存在と捉えることが可能である。

上述したミノウの、関係性アプローチの視座のなかで（既存の）権利行使により差異のデイレンマを解消していくこととする方法は、たしかに、家族（あるいは情愛の対象）との関係性、社会との関係性においては、既存の法システムにおいても有効であるように思われる。

それでは、ケアを与える親・養育者が、自分自身との関係性を良好な状態に保つために、既存の法システム・権利行使において、関係性アプローチはどのように機能するだろうか。この問いに対し、アメリカの法学者ドウルシラ・コーネルの「イマジナリーな領域 (Imaginary Domain) への権利」という概念が示唆的である。

まず、コーネルは、「自らの自由が他人の自由と調和するようにと他人に強制する平等な強制力を女性「や子どもなど、社会的差異により周辺化された弱者」に与えることは、たとえ法の前だけのこととはいえ、伝統的な父権的規範との折り合いが困難であり、しかもこのような父権的規範は、相変わらず、私たちの法システムの非常に多くの局面を支配している。だからこそ、「他人の自由が自分の自由と調和するよう他人に強制できる」主観的権利を求めるとこのような要求は、西欧諸国における同等評価が意味するもの不可欠な一部なのである。この要求は、権利概念を注入されることによって、西欧の法律制度に挑戦し続ける」と述べ、既存の司法・行政上の弱者が、既存の権利―女子差別撤廃条約上の諸権利など―を行使できることのメリットに理解を示す。

その一方で、コーネルは「自分は自らの信仰ゆえに、たとえばヴェールを着用したり一夫多妻婚に入っていくなど、宗教的ヒエラルキーでの位置を占めるようになっていくと深く信じている女性たち」を例としてとりあげ、既存の制度下での権利行使の問題性を指摘する。すなわち、たとえ彼女らが「生育環境の文化的背景により」非常に深く自らの過小評価を内面化してしまっており、自分たちを平等な者として想像する能力を失ってしまっている」としても、「人権のレベルでは、彼女たちは、彼女自身のイマジナリーな領域「すなわち、理想的な自己のイメージ形成が繰り返し行なわれる場」の所有者として尊重されねばなら」ず、それゆえ、西欧諸国の人権活動家から見れば性差の同等評価に矛盾する、父権的規範に従う行為であるとしても、自らの信仰に従うことになる。その際、「もし『正しい意識』が、『正しく思考し』女性が何を望むべきかを知っている「西欧諸国の人権活動家たち」によって、「主観的権利

の名において「外から押しつけられるならば、それらを押しつけられる女性たちの格下げされた地位に揺さぶりがかけられるのではなく、逆に肯定されることになる。このような虚偽意識の『矯正』は、矯正が破ろうとしていくサイクルを永続化させてしまうのであり、皮肉なことに、その結果、社会での女性の地位の不動性をより強めてしまう」⁽⁴⁸⁾。したがって、たとえばアフリカの一部等で現在も行なわれている女子の性器切除のような特定の慣習については、「第三世界のフェミニストが『西欧諸国の人権活動家たち』を救済者として必要としているのではないことを理解すべき」であり、このような特定の慣習に対して西欧諸国の活動家たちがなすべきことは、「この問題に関する各国の異なる女性組織間の議論を明確にフォロワーし、当面、そのような議論の空間を作れるような人権アジェンダを提唱すること」である⁽⁴⁹⁾、と、コーネルは説く。

コーネルは、デリダを経由したラカンの精神分析を思索のコアに据えている。政治哲学者の岡野八代によれば、コーネルの思想の特徴は、「『いまだかつて現前しなかったもの the never has been present』と『来るべきもの the yet to come』のあいだに、わたしたち（と他者と）の自由なあり方の可能性、あるべき形 the should be を求めようとする点」にあり、「『コーネルにとって』は、自由の可能性は、現前してこなかった／いない（＝どこにもない）ものの中にこそある」⁽⁵⁰⁾。したがって、「わたしたちの『内部』でわたしたち自身を構成しているもの一つとして、いまだかつて自分に現前したことのない、ときに棄却されてきたもの―未だ来たらざる私―との倫理的な関係性を見いだし、それを法「あるいは主観的権利」の前で擁護することによって」コーネルの主張する現実の変革は遂行される⁽⁵¹⁾。というのも、「政治哲学の伝統において、ある『べき』社会を構想する際、わたしたちは最初から『一人の人格』として存在することが自明視されている。しかし、実は人格は、なんらかの実質的な内容を伴った『なにか』ではなく、『わたしが『他者』として外部に投げ出してしまったものを、わたしがもう一度自己としてまとめあげる』個体化 (individuation)

の終わる事なき「―何度となく中断され、試行錯誤を繰り返す―プロセスの遂行途上にある一人一人」を、それでもなお完成された統合性を備えた自己であるかのように扱うことを要請する「イクシオン」にすぎない。そして、この個体化のプロセスは、「未来の先行性のなかに留まり続ける自己の統合性／一体性を、現に完成されたものと想像しうる自由のなかでこそ遂行される」⁽⁵³⁾。

そこでコーネルは、『自由のハートで』と題された著作で、ある社会システムにおいて、「私たちは自由な存在である」と措定されるためには、「現前するもの／その残余」という境界線へと向かう可能性（すなわち、私たち個々人が等しく価値を認められた自由な人格である「かのように」扱われる可能性）が私たちに開かれてあることが前提条件であり、その社会システムに先立つ「イマジナリーな領域」、すなわち、回復の場としての道徳的共同体、をいかに想像し、この道徳的共同体の一員であることを個々人の権利としていかに保障し得るのか、という課題に私たちは取り組まなければならない、と主張した。⁽⁵⁴⁾ ここでいう「イマジナリーな領域への権利」とは、社会哲学者の仲正昌樹によれば、「自分一人だけではどうすることもできない『イマジナリーな領域』をもう一度作り直し、『自分』を『再想像』していく作業を、周囲の他者たちから助けってもらう「法的・政治的に客観的な形式を備えた」権利⁽⁵⁵⁾」となる。イマジナリーな領域における「理想的な自己」のイメージ形成に向けての（再）「アイデンティフィケーション（同一化作用）」という、メタ権利的あるいは倫理的な包括的概念が保護されていない限り、政治や経済の領域における「自由な主体性」にもとづく「自己決定」は本当の意味では成り立ち得ないからである。⁽⁵⁶⁾

ただし、仲正のいう「法的・政治的に客観的な形式を備えた権利」が具体的にどのようなものとなるのか、本稿執筆時の筆者にはまだ想像ができない。ウイニコットの「ある」を基底とした、関係的な人間存在を基本認識とする筆者にとって、現時点での「イマジナリーな領域への権利」とは、個人の「エロス」≡自分自身に対する受けとめ度

(親和度) の高い関係性Ⅱセルフ・エスティーム、が常に脱構築され続ける目的としてまずあり、それへの充足をたすける環境・要件を法的・政治的に形成する際に行使される主観的権利、ということになる。

さらに、コーネルが、「イマジナリーな領域」という理念の核心部には、私たち自身を性化された存在 (sexed being)、感性と理性を働かせる人格として創造する自由がある⁽⁵⁸⁾」として、この準・法的概念を想定していることは、原初的一化とそこから派生するセルフ・エスティームの形成を乳幼児の権利行使 (およびそれに密接不可分Ⅱ間主観的に関わる親・養育者の存在) の核とする本稿との関連において、示唆に富むと思われる。

5. おわりに

日本においては、臨床心理学者の松尾恒子が、自閉的な傾向をもった子どもを含め、心身に障害のある子どもたちに対する療法の一環として、乳児期 (生後一年間) のスキップの再現を、「添い寝」(および、好きな本の読み聞かせなど年齢に応じた関わり) を通して行うことで、子どもに親・養育者への愛着行動を回復させ、情動のコントロールを可能にしてきた⁽⁵⁹⁾。この「添い寝療法」から得られた知見に基づき、松尾は、生後一年までの発達は、「それ以後のどの時期よりもヒトの本能的な側面が成長する必要のある時期⁽⁶⁰⁾」と考える。「ヒトの本能的な側面の成長」とは、特定の動物が特定の動物らしくなる、すなわちヒトの子どもがヒトらしくなる、ということを指す。それゆえ松尾が強調するのは、生後一年は、子どもの意識の成長より、むしろ無意識の成長に焦点を合わせるべき、ということである⁽⁶¹⁾。したがって、それに呼応する同時期の「母子関係」は、子どもの個々の性格に影響を及ぼす要因というより、むしろ子どもがヒトになる過程で必要な要因ととらえられる。この過程で「必要なのは母と子の共同作業であり、子供

はただただ世話をされるだけの存在ではない⁽⁶²⁾。そして、松尾は、「ヒトとしての本能的な成長」を保障することは、私たちの生活において科学的・文化的・社会的に進歩が進めば進むほど必要になるのではないかと指摘する⁽⁶³⁾。

もつとも、レヴィルストロースが指摘したように、有史以来「核家族」の発明まで、親族の基本構造(最小単位)は四項関係で、親世代に自分と同性の大人が二人いる(男子の場合、父に加え母の兄弟としてのもう一人の男性、女子の場合、母に加え父の姉妹としてのもう一人の女性)ことにより、親の子に対する縦の支配に対して、親たちの兄弟姉妹が横から介入し、支配力の行使を緩和する作用を保持していた、との説もある⁽⁶⁴⁾。このことから、「母子」「ヒト」「本能」などの言葉が含意する本質主義的な問題には、さらに十分に留意する必要があるが、それでもなお、生と死、自己と他者などが、対称性を保ちながら分断されず贈与的な循環を形成する「対称性の無意識」の作用を、⁽⁶⁵⁾
 「する」存在を基準に制度化された司法・行政システム―自律した個が権利・義務により交換的な関係をとりむすぶ―に浸透させる契機が、子ども、とりわけ乳幼児による「権利行使」の、意味上の再検討と実践上の再構成から、生じるように思われる。そしてまた、この「浸透」こそが、司法・行政システムの暗黙の前提となってきた、従来の「公私領域区分」のあり方を、大きく変革していくように思われる。

〔付記〕

この場をお借りして、水上千之先生の学恩に深く感謝し、先生のますますのご活躍を心より祈念申し上げます。
 なお本稿は、平成十五年度文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)の研究成果の一部である。

(1) 筆者のこの立場は、たとえば、「特に法学の分野では女性問題を平等や個人の尊重といういわば近代の所産としての人権理論の土俵で論じてきたことに対して、多くの場合、きわめて短絡的にブルジョワ(リベラル)フェミニズムの烙印を押してきた従来の傾向を疑問視」する、辻村みよ子の問題意識と通底するものである。辻村みよ子「性支配の法的構造と歴史的展開」岩村正彦他編「岩波

- 講座 現代の法 11 ジェンダーと法』(岩波書店、一九九七年)六頁。
- (2) たとえば、ANDREW ALTMAN, *CRITICAL LEGAL STUDIES* (1993), また和田仁孝『法社会学の解体と再生』(弘文堂、一九九六年)三二―一九二頁を参照のこと。
- (3) 芹沢齊「子どもの自己決定権と保護」『岩波講座・現代の法 14 自己決定権と法』(岩波書店、一九九八年)一六八頁・注 11。
- (4) 同上。
- (5) 坪井節子「赤ちゃんとおとなのパートナーシップ」子どもの人権双書編集委員会企画・坪井節子編『乳幼児期の子どもたち』(明石書店、二〇〇三年)十九頁。
- (6) *United Nations Committee on the Rights of the Child, Summary record (partial) of the 979th meeting, 37th Sess. U. N. Doc. CRC/C/SR.979 (2004)*, available at [http://www.unhcr.ch/fts/docs/ntsf/\(Symbol\)/CRC.C.SR.979.En?OpenDocument](http://www.unhcr.ch/fts/docs/ntsf/(Symbol)/CRC.C.SR.979.En?OpenDocument).
- 児童の権利委員会暫定手続規則七五条は、「児童の権利条約の内容および関連事項についての理解をより深めるため、同条約の特定の条項または関連する主題について、通常会期中に一回以上の会合を開催することができる」としている。「一般的討議」の過去の議題については、<http://www.ohchr.org/english/bodies/crc/discussion.htm> を参照のこと。
- (7) *United Nations Committee on the Rights of the Child, Day of Discussion: Implementing Child Rights in Early Childhood, Recommendations (17 September 2004, Palais Wilson)*, available at <http://www.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/discussion/earlychildhood.pdf>.
- (8) 「児童の権利条約」三条一項(外務省公定訳)は、以下のとおりである。
- 「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによつて行われるものであつても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- この条文は、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> より引用した。
- (9) 「児童の権利条約」十二条一項(外務省公定訳)は、以下のとおりである。
- 「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従つて相応に考慮されるものとする。」
- この条文は、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> より引用した。
- (10) 本稿第 4 節(1)で言及するマーサ・ミノウも、伝統的な法的準則が、明瞭な自他区分を予定し、そこで考えられている司法機構とは、

当事者が敵対的に相対するもの(する場)であり、法的分析・法的思考とは、まさに現実の複雑な現象を(過度に)「単純化」することに他ならない、と指摘する。大江洋「関係の権利論」(勁草書房、二〇〇四年)八頁。

- (11) 「間主観性とは、二〇世紀に入って、フッサールの現象学とともに提示された、主観性についての新しい考え方である。それは、主観性が根源的にはエゴ・コギト「われ思う」として単独に機能するのではなく、たがいに機能を交錯させつつ共同的に機能するものであつて、こうした主観性の間主観的な共同性が対象の側へ投影されたときに客観的世界という表象が生じると考える。(以下略)」
 鷺田清一「間主観性」『岩波哲学・思想事典』(岩波書店、一九九八年)二八二頁。また、鯨岡俊は、「一方の主観的なものが、関わり合う他方の当事主体の主観性のなかに或る感じとして把握されることの経緯を、二者の「あいだ」が通底して、一方の主観性が他方の主観性へと移動するという意味で「間主観性=intersubjectivity」と呼び、その把握されたものを当事主体に定位して述べるときには、当事主体に「間主観的に感じ取られたもの」という言い方をし、「この間主観的な把握は、関わり合う二者の双方に生じ得るから、そのときの対人関係は間主観的な関係と呼んでもよからう」と述べている。鯨岡俊「関係発達論の構築」(ミネルヴァ書房、一九九九年)一二九頁。本稿での「間主観的」という用語の使用は、この鯨岡の用語定義に従う。
- (12) ドナルド・ウイニコット「普通の献身的なお母さん(一九六六)」『ウイニコット著作集第1巻 赤ん坊と母親』(岩崎学術出版社、一九九三年)二四―二五頁。
- (13) 鯨岡・前掲(注11)一三四頁。
- (14) 鯨岡俊「育てられる者へからへ育てる者へ」(NHKブックス、二〇〇二年)七六頁。
- (15) Neil J. Smelser, *Self-Esteem and Social Problems: An Introduction, in THE SOCIAL IMPORTANCE OF SELF-ESTEEM* 1, 9-10 (Andrew M. Mecca et al. eds., 1989).
- (16) NATHANIEL BRANDEN, *A WOMAN'S SELF-ESTEEM* 4 (1998).
- (17) *Id.* at 4-8.
- (18) 野崎志帆、平沢安政「人権教育におけるセルフ・エスティーム概念とその位置づけ」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』第二七巻(二〇〇一年)一一一頁。なお、この論文は http://www.hus.osaka-u.ac.jp/common/bulletin/027/i27-6_NO.PDF より入手した。
- (19) 坪井・前掲(注5)二九頁。
- (20) 坪井・前掲(注5)三七頁。

(21) 田真一郎「乳幼児期における子どもの人権」坪井節子編「乳幼児期の子どもたち」(明石書店、二〇〇三年) 一一六頁も同様の見解を示す。

(22) 坪井・前掲(注5) 二二三頁。

(23) ドゥルシラ・コーネル「自由のハートで」(状況出版、二〇〇二年) 二〇八―二〇九頁。

(24) 芹沢俊介「ついていく父親」(新潮社、二〇〇〇年) 七頁。

(25) すなわち、自己存在の欲求表出を、「ある」存在Ⅱ受動的な「母」によって、まるごと受けとめられる体験を繰り返すことで、子どもは、「自己存在の欲求表出を、」存在Ⅱ受動的な「母」によって、まるごと受けとめられる体験を繰り返すことで、子どもは、「自分が自分としてここにいる」という自律的な存在感覚を育むことができる。ウイニコットは、この「ある」が子どものなかに形成されない限り、「する」は成り立たない、と指摘する。芹沢俊介「母という暴力」(春秋社、二〇〇一年) 一一―一四頁。

(26) 三好春樹・芹沢俊介「老人介護とエロス―子育てとケアを徹底するもの」(雲母書房、二〇〇三年) 九七頁。

(27) 森茂起「甘え」と「しつけ」の再生」松尾恒子編「母と子の心理療法」(日本評論社、一九九六年) 五四頁も同様の見解を示す。もとより筆者は、母性と女性・生物学的母親を結びつける本質主義を批判する立場を採るので、その意味で芹沢の、中性的な「母」の定義には好感をもつ。ただ、筆者は、これらの「母」―子間の力動、とりわけ「母」の受けとめ手としての在り方が、多分に無意識の領域にかかわるものであり、出産という生理的なショック現象のなかで、通常とは異なる意識状態に入る経験を有することの意味が大きいのではないかと推察する。前出のウイニコットも「原初的同一化の重要性について」お母さんには何も言わないほうがいいのです。言えはお母さんは自分を意識するようになって、すべてのことをうまくやれなくなってしまう。これらのことを学ぶのは不可能です」と述べている。ウイニコット・前掲(注12) 二五―二六頁。ここで筆者が指摘するのは、「母」の側の、「する」意識状態から「ある」意識状態への移行の重要性(および二つの意識状態の差異)であって、すべての出産した女性が、生理現象として「ある」意識状態を獲得し原初的同一化に没入する、と述べているのではない。

(28) 芹沢・前掲(注25) 一一頁。

(29) 三好・芹沢・前掲(注26) 九八頁。

(30) 三好・芹沢・前掲(注26) 九九頁。

(31) 三好・芹沢・前掲(注26) 九九―一〇〇頁。

- (32) 柏木恵子「子どもという価値」（中公新書、二〇〇一年）七八―七九頁。
- (33) 鯨岡・前掲（注14）一二四頁。
- (34) E. H. エリクソン・J. M. エリクソン「ライフサイクル、その完結（増補版）」（みすず書房、二〇〇一年）八八―八九頁。
- (35) 鯨岡・前掲（注14）二二五頁。
- (36) コーネル・前掲（注23）二〇九頁。
- (37) 三好・芹沢・前掲（注26）二五頁、芹沢・前掲（注24）九〇―九一頁。日本政府による少子化対策の失敗も、子どもを将来の労働力や税収・年金の財源、すなわち経済政策上の単位「ウィニコットのいう「する」存在と想定したうえで、同じく「する」存在という、人生の一時期のあり方に過度に照準してつくられた社会制度にあわせる形で、効率化・普遍化があてはまらない営みである「育児」の支援策を打ち出した、その人間存在のとらえ方そのものに原因があるように、筆者には思われる。
- (38) 芹沢・前掲（注24）二六頁。
- (39) MARTHA MINOW, MAKING ALL THE DIFFERENCE 7-11, 49-78 (1990).
- (40) *Id.* at 19-48.
- (41) *Id.* at 95-96.
- (42) *Id.* at 295-302; 大江・前掲（注10）一〇〇―一〇三頁も参照のこと。
- (43) 権利を関係性という視点から捉えたとき、「関係性への権利」および「関係性としての権利」という、二つの表裏一体な次元の存在を指摘できることについて、大江・前掲（注10）一五〇―一五一頁。なお、野崎亜紀子「法は人の生をいかに把握すべきか——Martha Minow の関係性の権利論を手がかりにして」（二〇〇一年度千葉大学審査学位論文（博士（法学））は、ミノウの権利への関係性アプローチを踏まえつつ、従来、自律的個人主義に偏重してきた権利論につき、この考え方を支持する近代自由主義法思想それ自体が、内在的に関係性の権利を基底としていることを、人間の生に対する法的取り扱いの観点から論じた労作である。
- (44) Minow, *supra* note 39, at 341-349.
- (45) Martha Minow & Mary Lyndon Shanley, *Revisiting the Family: Relational Rights and Responsibilities, in RECONSTRUCTING POLITICAL THEORY* 84, 100-101 (Mary Lyndon Shanley & Uma Narayan eds., 1997).
- (46) *E.g.*, Minow, *supra* note 39, at 292-295. 大江の指摘するやうに、「権利の「切り札性」は、「相手」（裁判などの公権的なものも含め）

会話・対話の場に引き入れうるカード」として機能する。ただし「拒否権や要求権の形を採った権利は絶対の切り札のように思われるが、それはどこまでもゲームのルールに則ったカード」である。大江・前掲(注10) 一〇四—一〇七頁。

(47) コーネル・前掲(注23) 二八三頁。

(48) コーネル・前掲(注23) 二八六頁。

(49) 同上。これに対し、「理念としてのイマジナリーな領域は、性的なアイデンティティーの位置全てが再解釈へと開かれることを要求するのであり、そのことを通じて、性的アイデンティティーがもつ、象徴としての不動性に、固有の仕方でも挑戦を行なっている」。それゆえ、たとえ「ほとんどのフェミニストが、『それは彼女たちの平等と折り合わない!』と言いたいような仕方でも」自らの信仰に従う女性たちのイマジナリーな領域であっても、性的アイデンティティーの脱構築という観点から、「それが階級、カースト、人種、あるいはジェンダーのいずれによつて与えられたものであれ、自己自身についての階層的に構造化された定義の彼方へと導いてくれる」そのかぎりでも尊重されなければならない。コーネル・前掲(注23) 二八六頁、六頁。

(50) コーネル・前掲(注23) 二八八—二八九頁。

(51) 岡野八代「境界のユートピアニズム」(解題) コーネル・前掲(注23) 三二二—三二六頁。

(52) 岡野・前掲(注51) 三三〇—三三一頁。

(53) 岡野・前掲(注51) 三三一頁。

(54) 「イマジナリーな領域」とは、これまで無自覚的に形成されてきた「私」の「人格」を、意識的に再想像することを可能にする「場」なのである。コーネルは、この領域を法的に保護することが、諸人格の自由な共同体が成立するための前提条件であると主張する。「コーネルのいう「イマジナリーな領域を保護する法的装置の創設」とは、「具体的には、各人がそう「有りたい」と想像する自己の表象と、現実の「自己」の差異を克服しようとするプロセスにおいて、障害物になつてゐるものを取り除く法的・制度的にサポートすることを意味する。」仲正昌樹「訳者あとがき」コーネル・前掲(注23) 三三七頁。

(55) 仲正昌樹「『不自由』論」(ちくま新書、二〇〇三年) 一八七頁。

(56) 「アイデンティフィケーション(同一化作用)」とは、様々な種類の「共同体」やそれに属する「他者」たちとの遭遇を通して、「決定」する主体としての「自己」が常に変容している動態性を示すために、「静態的な identity」という用語に替わり、コーネルが意図的に使用する用語である。仲正・前掲(注55) 一八八頁。

